

## 事業計画（アクションプラン） エントリー制度実施要綱

### （趣 旨）

第1条 この要綱は、社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の事業計画（アクションプラン） エントリー制度実施に際し必要な事項を定めるものとする。

### （目 的）

第2条 組織力の充実を図るにあたり、職員アンケート結果を踏まえ、人材育成や人材確保等につながる職員の雇用環境や労働環境の改善等を進めるため、事業計画（アクションプラン）の実施と連動する評価制度を導入し、職員のスキルアップとモチベーションの向上を図ることを目的とする。

### （定 義）

第3条 本制度における事業計画（アクションプラン）とは、法人の経営理念に基づき、毎年度の予算に計上されたもののうち、業務評価改善会議にて決定した事業の計画をいう。

### （事業計画遂行メンバー）

第4条 事業計画（アクションプラン）の遂行メンバーは、以下の者とする。

- （1）業務評価改善会議参加者のうち事業計画の実施に携わる者
- （2）事業計画の実施に携わる者としてエントリー参加の意欲がある者（オフィサー層・ディレクター層は除く。）

### （遂行者の募集）

第5条 前条第1項第2号に基づくエントリー参加の対象者は、原則、事業団に属する職員全員を対象とし、募集をかけることとする。

2 募集には、事業計画の概要、募集期間、その他必要な事項を記載することとする。

### （実施計画（アクションプラン）の遂行）

第6条 実施計画（アクションプラン）は、遂行メンバー全員で協力し、誠実に取り組むこととする。

- 2 遂行にあたり、メンバーの中からリーダーを決定することとする。
- 3 リーダーは、役割等級L3以上の職員から決定することとする。ただし、メンバーにL3等級以上の職員がない場合は、役割等級が上位の者から決定することとする。

### （達成目標の設定）

第7条 実施計画（アクションプラン）の遂行にあたり、遂行メンバーは、当該年度に達成

する目標（当該年度の2月までを遂行期間とする）を計画しなければならない。

- 2 計画された当該年度の達成目標については、実施年度の5月に開催する経営会議で決定することとする。

（遂行結果の報告等）

第8条 遂行した事業計画の結果を実施年度の2月に行われる業務評価改善会議で報告することとする。

- 2 遂行状況については、毎月開催される業務評価改善会議で進捗を報告することとする。

（遂行結果の評価）

第9条 報告された内容をもって、当該目標が達成できたか否かの評価を当該年度の3月に実施される経営会議で行う。

- 2 達成できた場合は、遂行メンバーの役割基準基本給及び職務基準基本給を、原則1号俸を改定することとする。
- 3 達成ができなかった場合は、可能な限りその意欲を評価することとする。
- 4 当該評価結果が、当初の達成目標に比べ良好な場合については、第2項に加えて、昇格・表彰等により別途評価することとする。
- 5 第2項の給与改定については、伊丹市社会福祉事業団職員給与規則第12条によることとする。

（評価結果反映の例外）

第10条 評価結果については、原則、メンバー全員に反映することとするが、次の場合については、該当メンバーもしくはメンバー全員を反映の対象外とする。

- (1) 計画策定、会議、調整等に参加していない場合 当該メンバー
- (2) 規則及び法令を遵守していない場合 当該メンバー
- (3) 他のメンバーの人格を否定する場合 当該メンバー
- (4) 1人の遂行をあたかもメンバー全員で遂行したかのように報告した場合 当該メンバー全員
- (5) その他当該制度運営にあたり、誠実とはいえない対応をとったと理事長が認める場合 当該メンバー

（その他）

第11条 本要綱に定めのない事項については、法人事務局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。